

1 いじめ防止対策の基本

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえて、いじめの未然防止を図る。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害する犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを、全ての生徒に認識させる。

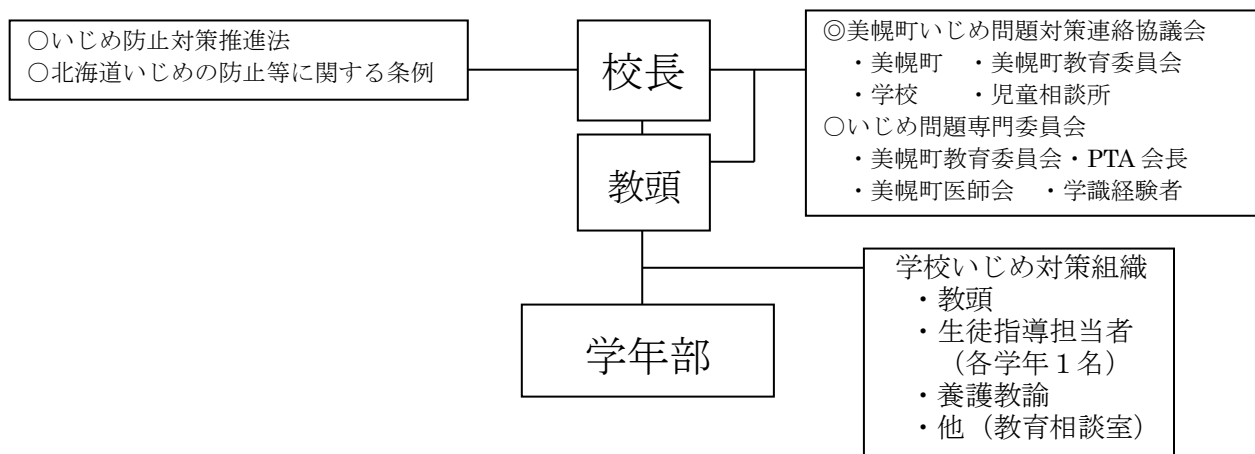
2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒等が特定の児童等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかは問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む）であって、当該児童生徒に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるもの。

※いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「重大事態」という。

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

3 取り組みのための組織



4 いじめの未然防止といじめの早期発見

- (1) 全教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図る。（仲間づくり、授業づくり）
- (2) 教師と生徒・保護者、地域社会との信頼関係を構築し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (3) 生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。北海道のアンケートに合わせ年2回のアンケート調査を完全実施するとともに、教育相談を実施する。
- (4) 情報モラル教育の教育課程上の位置づけを明確にし、実施する。

5 いじめへの対処

いじめ（重大事態）の存在を把握した場合

- 情報の迅速な共有を図る。
- 事実関係の掌握と、当該生徒の保護者及び町教委への報告。
- いじめを受けた生徒の保護（徹底して守り通す）と適切な支援を行う。
- いじめをした生徒が再びいじめを行うことの防止と当該生徒への毅然とした指導を行う。
- いじめを受けた生徒の保護者及びいじめをした生徒の保護者に対する適時かつ適切な情報の提供と必要な支援、助言を行う。
- 当該生徒以外の保護者に対する適時かつ適切な説明を行う。